

国立大学法人東京農工大学学長選考会議規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>(組織)</p> <p>第3条 選考会議は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 経営協議会規程第3条第1項第4号に定める者の中から経営協議会において選出された者 <u>3人</u></p> <p>(2) 教育研究評議会規程3条第1項第4号又は第5号に定める者の中から教育研究評議会において選出された者 <u>3人</u></p> <p><u>2 前項各号に掲げる者のほか、理事を選考会議の委員に加えることができる。ただし、その数は、選考会議の委員の総数の3分の1を超えてはならない。</u></p> <p><u>3</u> 選考会議は、必要があると認められるときは、委員以外の者の出席を求め、意見の聴取等を行うことができる。</p> <p><u>4</u> 選考会議の委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p><u>5</u> <u>第1項及び第2項</u>に定める委員が、学長選考の過程において、被推薦者又は推薦者となり、審議の中立性を損なう事態が生じた場合は、委員を辞職するものとし、選考会議は、その欠員を速やかに補充するための措置をとるものとする。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 選考会議は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 経営協議会規程第3条第1項第4号に定める者の中から経営協議会において選出された者 <u>5人</u></p> <p>(2) 教育研究評議会規程3条第1項第4号又は第5号に定める者の中から教育研究評議会において選出された者 <u>5人</u></p> <p>(削る)</p> <p><u>2</u> 選考会議は、必要があると認められるときは、委員以外の者の出席を求め、意見の聴取等を行うことができる。</p> <p><u>3</u> 選考会議の委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p><u>4</u> <u>第1項</u>に定める委員が、学長選考の過程において、被推薦者又は推薦者となり、審議の中立性を損なう事態が生じた場合は、委員を辞職するものとし、選考会議は、その欠員を速やかに補充するための措置をとるものとする。</p>	<p>学長選考会議の委員構成変更に伴う改正。</p>

附 則 (令和3年7月19日選規程第41号)

この規程は、令和3年7月19日から施行する。